

原子力災害に関する農作物の技術対策 (平成23年7月25日更新)

- 1 野菜等での稲わらの敷きわら利用について
- 2 福島県産牛の出荷制限措置に伴う家畜排せつ物等の当面の取扱いについて
- 3 高濃度の放射性セシウムが含まれる稲わらの管理について
- 4 稲わらの利用に関する指導等について、農林水産省より発表になりました。

福島県農林水産部

アンダーラインが「がんばろう ふくしま！」農業技術情報（第12号）
（平成23年7月23日発行）からの変更内容です。

1 野菜等での稲わらの敷きわら利用について

野菜等での敷きわらは、夏期の地温上昇抑制、乾燥防止、雑草の発生抑制などに有効な技術として広く実施されています。

今回の原発事故発生以降に屋外で保管していた稲わらから高濃度の放射性セシウムが検出されたことを踏まえ、今後、出荷する野菜については、稲わらの敷きわら利用は行わず代替資材を利用してください。

なお、自家用野菜についても、極力代替資材を利用するようにしてください。

2 福島県産牛の出荷制限措置に伴う家畜排せつ物等の当面の取扱いについて

平成23年7月23日付けの「がんばろう ふくしま！」農業技術情報(第12号)により、「高濃度の放射性セシウムが含まれた稲わらが給与等された家畜排せつ物等の当面の取扱いについて」お知らせしたところですが、以下のとおり家畜排せつ物等を取り扱うよう農林水産省より通知がありましたので、適切に対応してください。

(1) 県内で牛（肥育・繁殖・育成・酪農等全ての牛）を飼養している農家等

（牛の飼養農家から委託を受けて家畜排せつ物等の管理等を行う者を含む）

ア 当分の間、家畜排せつ物等の利用や譲渡は差し控え、農場内等において適正に保管しておくこと。

イ 特に、高濃度の放射性セシウムが含まれた稲わらを給与等した以降の家畜排せつ物等の譲渡の有無を確認するとともに、譲渡が判明した場合は、譲渡先に対して、利用や再譲渡をしないよう連絡すること。

ウ 家畜排せつ物等が管理施設の容量を超えて滞留した場合においても、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第3条第1項に規定する管理基準に基づき管理すること

(2) 県内の全ての農家

当分の間、県内の牛の飼養農家からの家畜排せつ物等の譲り受け、利用及び譲り渡しを差し控えること。

3 高濃度の放射性セシウムが含まれる稲わらの管理について

原発事故以後に収集した稲わらは、高濃度の放射性セシウムが含まれている恐れがあることから、利用・販売等を控え、経営内で他の粗飼料と遮断して、保管しておいてください。

特に高濃度（放射性セシウム濃度が10万ベクレル/kgを超えるもの）の放射性セシウムを含む稲わらを管理する畜産農家は、次の内容に留意してください。

（平成23年7月21日付け農林水産省通知より抜粋）

- 1 高濃度の放射性セシウムを含む稲わらにはできるだけ近づかないようにすること
- 2 近づかざるを得ない場合には、
 - ① マスク、ゴム手袋、ゴム長靴等を着用すること
 - ② 農作業後に手足・顔等の露出部分の洗浄を励行すること。
 - ③ 作業後、屋内に入る際には、服を着替えるなど、ちり、ほこりを持ち込まないようにすること。

4 稲わらの利用に関する指導等について、農林水産省より発表になりました。

稲わらの利用に関する指導等について（農林水産省抜粋）

URL http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/c_sinko/110715.html
http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/c_sinko/pdf/110715-01.pdf

平成23年7月15日
農 林 水 産 省

【原発事故を踏まえた稲わら・麦わらの取扱いについて】（別添1） ～稲作農家の皆様へ～

本年7月14日までに福島県内の複数の農家において原子力発電所事故（3月11日）以降には場から収集された高濃度の放射性セシウムを含む稲わらが肉用牛に給与されていたことが明らかとなりました。

安全な畜産物の生産・供給のために、原子力発電所事故後に収集された稲わら・麦わらの取扱いに関し、以下の内容についてご理解いただき、徹底していただきますようお願いいたします。

- 稲作農家等の稲わらを収集・販売する者に対し、原子力発電所事故後に、ラップ等で包装されることなくほ場等の屋外に放置されていた稲わらを畜産農家に販売又は無償譲渡しないようにしてください。
また、原子力発電所事故後に収集された麦わらを畜産農家に販売又は無償譲渡しないようにしてください。
- 上記のような稲わら・麦わらを、既に畜産農家やわら収集業者に販売・無償譲渡した場合は、県の畜産担当部局に連絡してください。

【原発事故を踏まえた家畜の飼養管理について】（別添2） ～安全な畜産物を生産するために～

平成23年7月8日から9日にかけて緊急時避難準備区域から食肉として出荷した牛11

頭から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されました。当該牛については、原発事故後の4月上旬まで水田に放置されていた稲わらが給餌されていた等、飼養管理が適正でなかったと考えられます。

これまで大気中の放射線量が通常よりも高いレベルで検出された地域などにおいて適正な飼養管理について周知をしてきたところですが、安全な畜産物の生産・供給のため以下の指導内容について再度ご理解いただき徹底していただきますようお願いいたします。

1. 利用可能な粗飼料について

(1) 事故発生前に刈り取って適切に保管された粗飼料、または(2) 暫定許容値以下である地域の牧草等を給与しましょう。

・安全な畜産物を生産するためには、暫定許容値(目安)を下回る粗飼料を利用することが必要不可欠です。

・家畜には、

(1) 事故発生前に刈り取り・保管され、かつ事故発生以降も屋内で保管されたもの、または屋外で保管されたものはラップ等の包材により外気と遮断されたもの

粗飼料中の放射性セシウムの目安

	放射性セシウム
乳用牛	300 Bq/kg
肉用牛	300 Bq/kg
その他の牛	5000 Bq/kg

(2) 牧草の放射性物質濃度が暫定許容値以下であることが確認された地域の牧草等を与えて下さい。

※ 放射性物質により飼料として利用できない粗飼料(牧草、稲わら、野草等)や放射性物質に汚染されたおそれのあるバーク等の資材は、牛が摂取するおそれがあるので敷料に使用しないで下さい

2. 家畜の飲用水について

家畜の飲用水は、放射性物質が混入しないよう気をつけましょう。

・家畜の飲用水は、以下に気をつけて下さい。

(1) 水道水や井戸水など放射性物質の混入のおそれのない水を利用しましょう。

(2) 貯水槽には、フタをするなどホコリや雨水が入らないようにしましょう。

(3) 放牧が可能な地域以外では、舎外の水槽等で牛に水を与えることは避けましょう

3. その他の飼養管理上の留意事項について

誤用防止のため、搾乳・肥育牛用と育成・繁殖牛用の粗飼料は分別保管しましょう。パドックは、放牧が可能な地域のみ利用可能です。

・育成牛や肉用繁殖牛向けの粗飼料は、誤って暫定許容値が厳しい牛に与えることのないよう分別して保管しましょう。

・屋外運動場(パドック)は、放牧ができるようになった地域に限り、除草などを行ってから利用しましょう。

4. 廃用を予定している牛への粗飼料の給与について

廃用を予定している牛には、放射性物質を含まない粗飼料を給与して下さい。

・廃用を予定している牛については、乳用牛は最終分娩後、肉用牛は最終種付後、原発事故後に刈り取った(放射性物質を含む)粗飼料は与えず、事故発生前に刈り取り・保管された粗飼料や輸入粗飼料等の放射性物質を含まない粗飼料を給与することにより、計画的な飼養管理による準備を行いましょう。

また、出荷の際は県の畜産関係窓口等にご相談ください。

4 関連情報

- (1) 原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について(3月21日掲載)
URL http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/pdf/seisan_110321.pdf
- (2) 稲わらの利用に関する指導等について(農林水産省抜粋)
URL http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/c_sinko/110715.html
- (3) 原子力発電所事故を踏まえた稲わら等の利用に関する指導等について
(平成23年7月15日付け生産局畜産部畜産振興課長及び生産流通振興課長通知)
URL http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/c_sinko/pdf/110715-01.pdf
- (4) 「がんばろう ふくしま！」農業技術情報第6号(平成23年7月25日発行)
(原子力災害に関する牧草等の利用と放牧の実施)
URL http://www.pref.fukushima.jp/keieishien/kenkyuukaihatu/gijyutsufukyuu/06ganba_joho/ganba6shiryohuH230725.pdf

問い合わせ先：農林水産業に関する相談窓口(電話：024-521-7319)

ホームページ：農林水産部研究技術室ホームページ(PDF形式ファイル)

URL <http://www.pref.fukushima.jp/keieishien/kenkyuukaihatu/gijyutsufukyuu/seiikugijyutsujyohou.html>

モバイル県庁：福島モバイル県庁→お知らせ・各種情報→農業技術情報
(右欄に掲載のQRコードよりご覧いただけます)



モバイル版 QRコード